

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務受託候補者 募集要領

1 委託業務の名称

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務

2 委託契約内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 委託金額

7,000,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(3) 委託内容

別添1仕様書のとおり

3 参加資格

次の各号に掲げる事項を全て満たしていること

- (1) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、次に掲げる資格を有する者であること。
 - ア 代表者が成年後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものではないこと。
 - ウ 引き続き1年以上営業を行っていること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 本市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、本市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 共同事業体による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。

- ア 共同事業体の全ての構成員は、上記(1)~(6)の要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。
- (8) 次の事項を満たす実績又は能力を有すること。
- ア 京都の伝統産業74品目について十分な知識を有していること。
 - イ 伝統産業業界の需要拡大及び伝統産業の未来への継承に資する取組に係る企画調整及びコーディネートを行った経験があること。
 - ウ 本市及び他の自治体や、他の公的機関からの受託実績や大学等との連携実績を有していること。

4 提出書類

- (1) 参加表明書 (様式1)
 - (2) 直近の決算書
 - (3) 企画提案書 (任意様式)
 - (4) 会社概要 (会社案内等)
 - (5) 見積書 (任意様式)
- ※ 本市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、以下の書類を各1部提出すること。
- ・登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (法人のみ)
 - ・印鑑証明書
 - ・納税証明書 (国税及び本市税 (本市所在の事業所でない場合は、本社の位置する自治体が発行する証明書))
 - ・誓約書 (様式2)
 - ・調査同意書 (水道料金・下水道使用料) (様式3)
- (6) 「3 参加資格 (8)」に係る実績が分かるもの

5 提出書類の提出方法

- (1) 提出方法
 - (3)記載の提出場所に郵送又はメールアドレスにデータ送付
- (2) 提出受付期間
 - 令和8年2月27日 (金) から令和8年3月13日 (金) 午後5時まで
- (3) 提出場所
 - 〒604-8571 本市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
 - 本市産業観光局クリエイティブ産業振興室 担当：園
 - メール:densan@city.kyoto.lg.jp 電話:075-222-3337

6 企画提案に関する質問・回答

(1) 受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月4日（水）午後5時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けない。

(2) 質問方法

電子メールにより、メール件名に「「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務に係る質問」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

(3) 受付先メールアドレス

densan@city.kyoto.lg.jp

(4) 回答予定日及び方法

令和8年3月6日（金）

質問及び回答については、本市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に掲載する。

7 提案の審査・選定等

(1) 受託候補者の決定

「京都市伝統産業未来構築事業」支援業務受託候補者選定委員会が、**別添2**「評価基準」に基づいて行い、合計点が60点以上の者の中から、点数が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 選定結果の通知

令和8年3月18日以降に審査結果を通知する（**様式4**又は**様式5**）。

また、受託候補者の選定後、参加した事業者数、選定事業者の評価点、受託候補者を選定した理由について、本市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局ページ上に公開する。

(3) 審査後の手続

選定した受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容及び契約条件について合意した後に委託契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、次点の事業者を受託候補者として協議を行い、合意した後に委託契約を締結する。

また、受託候補者との協議において、仕様書や企画提案書の内容を一部修正する場合がある。

8 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出方法、提出受付期間、提出場所に適合しないもの

- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- イ 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出書類は返却しない。
- ウ 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- エ 本件に係る令和8年度予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、当該業務の準備行為等に係る費用がすでに発生していても、落札者はその費用を本市に請求することはできない。また本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、同様とする。